

平成27年10月15日

答申第615号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、『第67回技研公開』・プレスプレビューへの参加依頼先、出席者名」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書のうち、参加依頼先については開示したが、出席者名については個人情報であってNHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項3号に該当するため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から「出席した機関（社）名の開示を求める」などとして再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書はとりまとめておらず、文書が存在しないため開示することができない。

なお、プレスプレビューに出席した会社名もとりまとめていない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年10月15日（第226回審議委員会）

第630号諮問、審議、答申